

学校開放（スポーツ開放）を利用する際の注意事項

◆学校施設の使用禁止事項◆

- ①公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ②興行その他営利を目的とし、またはそのおそれのあるとき。
※使用禁止となる営利目的活動には、団体主催者及び指導者の収入となるものが含まれる、月謝または月謝に類するものを徴収する活動を含む。
- ③特定の政党その他政治団体またはその構成員が政治活動のために使用するとき。
- ④宗教上の祭祀または活動を行うとき。
- ⑤学校施設を破損、汚損または滅失するおそれがあるとき。
- ⑥高等学校や大学の部活動のために使用するとき。
- ⑦その他関係規則で禁止されていることを行うとき。

【体育館利用時】

- ①使用時には、開放許可書を持参するとともに、利用に際しては団体内の管理指導員の指示に従ってください。
- ②利用団体の都合で利用しなくなった時は、速やかに学校開放主事に連絡してください。
- ③開放施設を利用する権利の譲渡または転貸はできません。
- ④2つ以上の学校または曜日に複数登録した場合や学校開放主事の指示、注意事項を守れない団体の開放許可は取り消します。
- ⑤出入口は、指定された玄関を利用し、開放施設以外へは絶対に入らないでください。（体育館内は土足厳禁です。）
- ⑥成人の責任者が付き添わず、未成年者のみで活動する団体は、利用できません。
- ⑦利用者の責任による施設・設備の破損等については、利用者に修理をしていただきます。
- ⑧指定された駐車場以外への乗り入れは絶対しないでください。なお、盗難や物損、その他の事故については、責任を負いかねます。
- ⑨トイレの使用に際し、汚れがひどい場合は利用団体が清掃を行ってください。また、備え付けのトイレットペーパー以外の紙は、絶対に使用しないでください。
- ⑩冬季間の利用にあたっては、除雪をするなど、駐車場や通路の確保を行い、指定場所以外には駐車しないでください。
（落雪事故等があっても利用者の責任になります。）

【体育館利用中】

- ①準備運動を十分行い、傷害防止に努めてください。
※利用者は、活動中の怪我や学校施設、設備を破損させた場合の賠償責任問題等のため、保険に加入してください。
- ②学校敷地内における飲食、喫煙および飲酒は厳禁です。（活動中の水分補給は除く）
- ③体育館の排煙窓はワイヤーが切れやすいので、利用者は絶対に開けないでください。
- ④バスケットボードを利用する際は、リングにぶら下がったり、ダンクシュートをしたりしないでください。
- ⑤子供連れの利用者は、子供の行動に十分注意してください。
- ⑥火災・事故が発生した場合や、ボール等の衝撃により火災報知器が作動した場合は、直ちに使用を中断または中止し、その対処にあたるとともに、学校責任者に連絡してください。
- ⑦利用時間は午後9時までとなっていますので、遅くとも10分前には利用を終了し、利用器具の整理整頓および清掃を毎回実施し、午後9時には校舎外に退去してください。

※上記注意事項を守れない団体においては、開放を取り消す場合もありますので、十分注意してください。